



(公財)日本ユニセフ協会と「遺贈寄付」に関する契約を締結

百十四銀行（頭取 綾田裕次郎）は、公益財団法人日本ユニセフ協会（会長 赤松良子、以下当法人という）と遺贈寄付に関する契約を締結しましたので、以下のとおりお知らせします。

当行は、2019年5月に行った「百十四銀行 SDGs 宣言」に基づき、今後も金融を通じて、持続可能な社会の実現や、社会福祉の発展に貢献してまいります。

記

1. 遺言信託業務の相互紹介

本契約により、遺言により「遺贈寄付」を希望するお客さまについて、当行は当法人を、当法人は当行を相互に紹介することが可能となります。（当行は提携先の株式会社山田エスクロー信託へお客さまを紹介します）

2. 「114 遺言代用信託～つなぐミライ～」の遺贈寄付提携先法人として契約

本契約により、お客さまは遺言書を作成することなく、1百万円以上2百万円以内の金銭を当法人へ「遺贈寄付」することが可能となります。（本商品は三井住友信託銀行が提供する信託契約代理商品となります。申込時には、同社による審査がございます。審査によりお預け入れいただけない場合がございますのでご了承ください。）

3. 契約締結日

2021年12月8日（水）

(ご参考)

■ 契約締結済法人

1. 遺言信託業務にかかる協定締結先（順不同）

締結先	所在地
国立大学法人香川大学	香川県高松市幸町1番1号
日本赤十字社香川県支部	香川県高松市番町1丁目10番35号
公益社団法人日本ユネスコ協会 連盟	東京都渋谷区恵比寿1丁目3番地1朝日生命恵比寿ビル12階
公益財団法人日本ユニセフ協会	東京都港区高輪4丁目6番12号ユニセフハウス

2. 「114 遺言代用信託～つなぐミライ～」にかかる「遺贈寄付」提携先法人等一覧（順不同）

提携先	所在地
国立大学法人香川大学	香川県高松市幸町1番1号
日本赤十字社香川県支部	香川県高松市番町1丁目10番35号
公益社団法人日本ユネスコ協会 連盟	東京都渋谷区恵比寿1丁目3番地1朝日生命恵比寿ビル12階
公益財団法人日本ユニセフ協会	東京都港区高輪4丁目6番12号ユニセフハウス
香川県内の全市町	各市町役場所在地

「114 遺言代用信託～つなぐミライ～」は所定の信託報酬がかかります。商品の詳細は、パンフレットをご確認ください。

■（公財）日本ユニセフ協会について

法人名	公益財団法人日本ユニセフ協会
代表者	会長 赤松良子
法人概要	ユニセフ（UNICEF：国際連合児童基金）は、すべての子どもの命と権利を守るために活動する国連機関です。ユニセフ協会（国内委員会）が活動する先進国を中心とした33の国と地域を含む、約190の国と地域で活動しています。ユニセフは、最も支援の届きにくい子どもたちを最優先に、予防接種、水と衛生、教育など多岐にわたる支援を実施しています。こうした事業を支えるため、日本ユニセフ協会は国内で募金活動、広報、政策提言を行っています。
ホームページ	https://www.unicef.or.jp/

以上